

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	大阪市 市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、市営住宅の管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

市営住宅の管理に関する事務においては、委託先における特定個人情報の不正入手や不正使用などの対策として、委託契約書に個人情報等の保護に関する受託者の責務を明記し、調達仕様書においても個人情報の保護に関する法令の遵守を定め、委託先における情報保護管理体制の確認を行ったうえで委託契約を締結している。

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

平成30年11月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>&lt;市営住宅管理システム&gt;            公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、大阪市営住宅条例に基づく市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う。            特定個人情報ファイルについては、次に掲げる事務において使用する。</p> <p>(1) 入居の申込みの受理に関する事務            (2) 同居の承認等申請の受理に関する事務            (3) 入居者の地位の承継にかかる承認の申請の受理に関する事務            (4) 家賃の決定に関する事務            (5) 収入の申告の受理に関する事務            (6) 家賃及び敷金の減免及び徴収猶予の申請の受理に関する事務            (7) 高額所得者及び収入超過者の認定若しくは認定の更正に関する事務・収入超過者に対する家賃の減免及び徴収猶予の申請の受理に関する事務            (8) 住宅の明渡しの請求、明渡しの期限の延長の申出の受理に関する事務            (9) 高額所得者に対する家賃及び金銭の決定、家賃及び金銭の減免及び徴収猶予の申請の受理に関する事務            (10) 収入超過者に対する住宅のあっせんに関する事務            (11) 収入状況の報告の請求等に関する事務            (12) 建替事業による明渡請求等に関する事務            (13) 建替事業にかかる家賃の特例に関する事務            (14) 住宅の明渡しの請求及び明渡しの請求を受けた者に対する家賃及び金銭の徴収に関する事務            (15) 駐車場の明渡しの請求に関する事務</p> <p>&lt;中間サーバ&gt;            市営住宅の管理に関する事務では、番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	市営住宅管理システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理事務関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項、35の項及び61の2の項            (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第18条、第26条及び第46条の3            (3) ①番号法第9条第2項、②大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)第3条第1項 別表第1の1の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】            (1) 番号法第19条第7号 別表第二の31の項、54の項及び85の2の項            (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第22条、第28条及び第43条の4            (3) ①番号法第19条第8号、②市番号条例第3条第1項 別表第1の1の項</p> <p>【情報提供】            情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備局住宅部管理課
②所属長の役職名	都市整備局長
6. 他の評価実施機関	



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市都市整備局住宅管理課 電話: 06-6208-9261 ファックス: 06-6202-7063

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

